

【ご質問】

相続で印鑑証明書が必要です。写真付きの身分証明書を持っていませんが印鑑登録はできますか?

【お答え】

印鑑登録証明書は権利義務の発生や変動を伴う重要な手続きに使われます。そのため、印鑑登録事務は特に慎重に取り扱うように決められています。写真付きの身分証明書をお持ちでない方は次の2つのうちいずれかの方法で本人確認をし、印鑑登録をすることができます。

①照会書方式

窓口で申請書を受け付け後、印鑑登録をしようとする本人に対して「照会書」を簡易書留で郵送します。届いた書面と保険証等の身分証明書を窓口を持参されることで本人確認ができ、印鑑登録を行います。回答期限は登録申請から15日以内です。

②保証書方式

周防大島町で印鑑登録をされている方が窓口に来られた方を確かに本人だと保証することで本人確認する方法です。保証する方が登録申請書の保証書欄に自分の住所、氏名、生年月日を記入し、実印を押して、来られた方が本人だと保証します。保証人は周防大島町内にお住まいの方で印鑑登録をされている方ならどなたでも大丈夫です。関係性は問いません。

◆問い合わせ 久賀総合支所 ☎(79)1000 大島総合支所 ☎(74)1001  
東和総合支所 ☎(78)1110 橋総合支所 ☎(77)5500

地区	相談委員氏名	相談日・時間	場所
久賀地区	末満 良勇	第1火曜日 13:30～15:30	久賀総合センター
		第3火曜日 13:30～15:30	棕野出張所
大島地区	柳澤 裕実	第2火曜日 10:00～12:00	大島庁舎
東和地区	河井 敏博	第3火曜日 13:30～15:30	自然休養村管理センター
橋地区	大川 幸枝	第3火曜日 13:30～15:30 (6月は、第3水曜日)	橋総合センター

※当日が祝日の場合は、開催しませんのでご了承ください。  
※山口行政監視行政相談センターでも、相談を受け付けています。(電話、手紙、FAX、インターネットのいずれでも相談できます。)

山口行政監視行政相談センター  
住所 〒753-0088  
          山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎1号館  
電話 ☎083(922)1590  
手紙 書式は問いません。  
FAX 083(922)1593  
ホームページ <http://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/yamaguchi.html>

行政相談委員は、皆さんの相談相手として、国の出先機関の仕事に関する苦情や要望を受け付け、関係機関に対する通知や助言を行っています。行政相談委員は、次のとおり行政相談所を開いていますので、お気軽にご相談ください。相談は無料で、相談内容などの秘密は固く守られます。

行政相談を行っています